土木学会北海道支部奨励賞授与規定

（昭和36年４月　制定）
（昭和36年10月　改定）
（昭和52年12月　改定）

（総　　則）
第　１　条　土木学会北海道支部奨励賞（以下「奨励賞」という。）の授与はこの規定による。

（奨励賞の対象）
第　２　条　奨励賞は，支部発行の「論文報告集」に掲載された研究論文および計画，設計，施工，考案等の報告業績で，土木工学に関する学術および技術の進歩発展に寄与すると認められるものの中から選ばれる。

（選考委員会）
第　３　条　奨励賞を選考するために土木学会北海道支部奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。
２．選考委員会は委員５人以内をもって構成する。
３．委員は支部所属の会員の中から支部長が委嘱し，その任期は１年とする。
４．選考委員会の委員長は委員が互選する。

（賞の決定・表彰の時期・方法）
第　４　条　奨励賞は商議員会において決定し，表彰は支部通常総会において賞状および副賞を授与して行う。